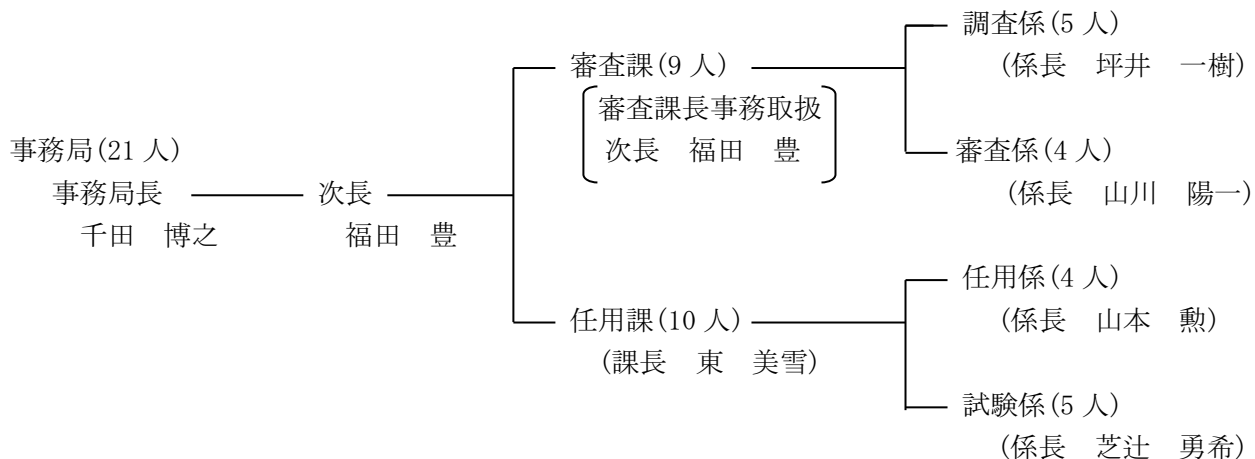


2 事務局

委員会には事務局が置かれる(地公法第 12 条第 1 項)。本市事務局における組織及び事務分掌は、次のとおりである(組織規則)。

(1) 組織



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(2) 事務分掌

審査課

調査係

- 1 人事委員会の委員及び会議に関する事。
- 2 事務局の人事及び予算決算に関する事。
- 3 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関する事。
- 4 給与に関する報告及び勧告に関する事。
- 5 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 6 厚生福利制度に関する事。
- 7 給与支払の監理に関する事。
- 8 職員団体の登録等に関する事。
- 9 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 10 他課係の主管に属しない事。

審査係

- 1 勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- 2 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 3 職員からの苦情の申出及び相談に関する事。
- 4 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 5 退職管理に関する事。

任用課

任用係

- 1 任用制度及び人事記録に関すること。
- 2 昇任選考に関すること。
- 3 係長以上の段階の転任試験等に関すること。
- 4 人事評価に関すること。
- 5 研修に関すること。
- 6 他係の主管に属しないこと。

試験係

- 1 採用試験及び採用選考に関すること。
- 2 転任試験等(他係の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 3 採用候補者名簿に関すること。
- 4 条件付採用期間の延長に関すること。
- 5 臨時的任用に関すること。

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(3) 予 算

平成 31 年度 予 算

| 科 目 | | 予算額(千円) |
|-----------|------------|---------|
| | (節) | |
| (款)総務費 | 報 酬 | 8,660 |
| | 給 料 | 76,096 |
| (項)総務管理費 | 職員手当等 | 70,937 |
| | 共 済 費 | 27,371 |
| (目)人事委員会費 | 報 償 費 | 112 |
| | 旅 費 | 1,585 |
| | 交 際 費 | 11 |
| | 需 用 費 | 4,250 |
| | 役 務 費 | 1,312 |
| | 委 託 料 | 2,527 |
| | 使用料及び賃借料 | 5,459 |
| | 備品購入費 | 176 |
| | 負担金補助及び交付金 | 1,937 |
| 合 計 | | 200,433 |